

○飯塚市商店街まちゼミ支援事業費補助金交付要綱

平成30年11月7日

飯塚市告示第320号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚商工会議所が行うまちゼミ支援事業に要する経費を補助することにより、中心市街地商店街の賑わいの創出及び商業の活性化を目的とする飯塚市商店街まちゼミ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中心市街地」とは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条の規定に基づき、本市が作成した基本計画において定められた中心市街地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、飯塚商工会議所とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、福岡県行きたくなる商店街づくり事業補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受け、飯塚商工会議所が実施する中心市街地商店街まちゼミに係る事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の3分の1を限度として、市長が定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするときは、申請書に県補助金の交付決定通知書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書に県補助金の変更決定通知書の写しを添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

らない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。